

火災に遭われた方へ

火災に被災された皆様へ、被災後の消防署や市役所で行える一般的な手続き等について、ご案内します。

なお、各手続きに関する詳しい内容につきましては、担当課にお問い合わせください。

1 火災調査について

消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は火災調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けたものの後片付けは、調査終了後にお願いします。

また、調査現場では調査員が火災の状況等を質問させていただいたり、消防法第34条に基づく「火災損害申告書」の提出をお願いしたりいたしますので、ご協力をお願いします。

【別紙「火災損害申告書（記入例）」参照】

2 「り災証明書」について

「り災証明書」は、火災に遭われた方が各種届出を行う際に必要となる証明書で、消防署が発行しています。火災調査時等に申請書をお渡ししますので、必要があれば担当部署に申請してください。

【別紙「り災証明申請書（記入例）」参照】

【問い合わせ】（担当の消防署へお問合せください。）

彦根市消防署	本 署	TEL : 0749-22-6119
	南分署	TEL : 0749-43-5670
	北分署	TEL : 0749-23-0119
	犬上分署	TEL : 0749-38-3130

3 り災証明が必要な主なケース

- 火災により発生した家財道具（家具、衣類、茶碗等）のごみの処分
（清掃センター、小八木中継基地（市生活環境課））
 - 保険金の請求（保険会社）
 - 税金の減免（税務署・市町村の税務課）
 - 登記の抹消（法務局）
- など

**市役所では、火災の状況に応じて、被災された皆様に
以下のような対応を行います。**

担当課での手続きには、印鑑、り災証明書などが必要となる場合がありますので、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

担当課	主な対応の内容
社会福祉課 ☎ 0749-23-9590 平田町 670 番地 (福祉保健センター 2F)	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布、タオル、生活用品セット、見舞金の支給、その他生活全般の困りごとについて、相談を受けます。
市民課 ☎ 0749-30-6111 元町 4 番 2 号 (市役所)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー(個人番号)の通知カードやマイナンバーカードの再発行手続きを行います。 ※個人番号がすぐ必要な場合は、個人番号入り住民票を請求して下さい。 ・印鑑登録(実印)の廃止手続きを行います。
生活環境課 ☎ 0749-30-6116 元町 4 番 2 号 (市役所) 清掃センター ☎ 0749-22-2734 彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地 (愛荘町) ☎ 0749-45-3666	<ul style="list-style-type: none"> ・火災によって発生した家財道具等のごみの処分については、事前に連絡をお願いします。 ・燃やすごみや粗大ごみについては、清掃センターに連絡してください。 ・埋立ごみについては、生活環境課に連絡してから、小八木中継基地へも連絡してください。 ※廃棄物によって、処分できないもの、一部減免できるものがあります。
保険年金課 ☎ 0749-30-6136 元町 4 番 2 号 (市役所)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険証(被保険者証)、福祉医療費受給券(マル福)等の各種再交付を行います。 ・国民健康保険一部負担金の徴収猶予、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免の相談を受けます。
債権管理課 ☎ 0749-30-6137 元町 4 番 2 号 (市役所)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のお支払に関する相談を受けます。
税務課 ☎ 0749-30-6138 元町 4 番 2 号 (市役所)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の減免に関する相談を受けます。
上下水道料金お客様サービスセンター ☎ 0749-27-2802 元町 4 番 2 号 (市役所)	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の使用休止に関する相談を受けます。 <p>◎市役所窓口 上下水道業務課 ☎ 0749-22-2722 元町 4 番 2 号 (市役所)</p>

「火災に遭われた方へ」

〈問い合わせ先〉

彦根市消防署本署 ☎ 0749-22-6119